

令和 4 年

第 8 回農業委員会総会議事録

令和 4 年 8 月 8 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議事（議案第1号から第3号）  
日程第4 報告（報告第1号から第2号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

出 席 委 員（24人）

|      |    |    |      |    |     |
|------|----|----|------|----|-----|
| 1 番  | 樋上 | 豊  | 2 番  | 白山 | 一男  |
| 3 番  | 土合 | 正夫 | 4 番  | 帯刀 | 眞理子 |
| 5 番  | 浅井 | 満  | 6 番  | 城石 | 美枝子 |
| 7 番  | 金  | 賢志 | 8 番  | 炭谷 | 一三  |
| 9 番  | 森  | 敏朗 | 10 番 | 進藤 | 久司  |
| 11 番 | 栗山 | 信治 | 12 番 | 松山 | 宗則  |
| 13 番 | 明石 | 茂  | 14 番 | 末永 | 久義  |
| 15 番 | 林  | 康弘 | 16 番 | 高橋 | 吉博  |
| 17 番 | 前田 | 進  | 18 番 | 竹内 | 正治  |
| 19 番 | 永森 | 薫  | 20 番 | 高口 | 宗範  |
| 21 番 | 稲垣 | 潔  | 22 番 | 山崎 | 善夫  |
| 23 番 | 堀  | 正  | 25 番 | 小川 | 博行  |

欠 席 委 員（1人）

24 番 有沢 敏博

## 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

### 第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

- 第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について  
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

### 事務のために出席した事務局職員

#### 射水市農業委員会事務局

事務局長 遠藤 修  
主 査 北野 友之

副主幹 村中 一也  
主 事 原 美里

#### 射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

## 会議の概要

開会時刻 午後1時55分

### 議長（堀会長）

ただいまから、令和4年第8回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと  
をお知らせします。  
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

#### — 議事録署名委員の指名 —

### 議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に  
おいて「20番 高口委員」「21番 稲垣委員」を指名いたします。

#### — 会 期 の 決 定 —

### 議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず議案第１号農地法第４条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第１号の申請番号４番について、竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員

議案第１号の申請番号４番について説明します。

申請地は令和３年頃に申請者が相続にて取得した土地になります。申請地は以前、畑として利用していましたが、平成２年頃に亡き夫が樹木を植え草花の栽培を始めました。

現在、庭木の剪定や草花の世話が申請者の生きがいとなっており、晴れた日には孫などに草花等自然に触れさせていきたいとのことです。

申請者は農地法を守らずに転用を行ってしまったことに対して深く反省しており、今後は農地法の手続を遵守するとのことです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。  
よって、議案第1号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第2号説明・表決) —

議長（堀会長）

次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、地域の委員の意見に移ります。  
議案第2号の申請番号20番について、竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員

議案第2号の申請番号20番について説明します。  
申請者は現在〇〇市の共同住宅で妻と子供の合計3人で生活しています。子供達も成長し、共同住宅では手狭となってきたことや、今後の子供の進学を考えて定住先を考えるようになりました。  
申請地は妻の伯母の所有する土地になります。伯母の夫が昨年お亡くなり

になり、また、子供に恵まれなかったことから後継者もおりません。

将来的に、申請人は伯母の介護が必要となったときには体調管理や地域の関わりなど様々なことをサポートしていきたいとのことです。また、申請人夫婦は共働きであるため、伯母には育児のサポートをお願いしたいとのことです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号21番について、稲垣委員から説明をお願いします。

稲垣委員

議案第2号の申請番号21番について説明します。

申請者は平成23年11月17日に設立し、管工事業を営んでおります。

現在、自宅を事務所として使用していますが、敷地内は軽四ワゴン1台、普通車ワゴン2台、2トントラック1台を駐車しているため、配管材料や融雪ブロックなどの資材を置くことができない状況です。

これらを解消するために会社から近く、取引先等のトラックが資材を運んできたときに分かりやすく、会社から従業員が資材を取って現場へ向かえる場所を検討したところ、今回の申請地で地権者から承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第3号説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報

告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小川委員

利用権設定の議案の後に解約の報告がされるが、手続の流れとしては解約から利用権の設定の流れではないか。

議長（堀会長）

総会の議事日程として先に議事があり、後に報告という形があるため、この順番になっている。

議長（堀会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了解をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土合委員

1 番の案件の土地は、荒れ地か。

事務局（北野）

利用権が設定されており、これまでも耕作されている土地であり、引き続き耕作されると聞いている。

議長（堀会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。  
各案件について、ご了知をお願いいたします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。  
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。  
以上をもって令和4年第8回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時15分

## その他協議・報告事項

- ① 次回開催場所と時刻について
  - ・開催日 9月6日（火）午後2時から
  - ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室
- ② 配布資料
  - ・農業委員会業務必携
  - ・のうねん7月号
  - ・活動記録簿 記録ガイド

議 長

署名委員

署名委員